

第10回教育委員会会議

1 日時 令和5年7月25日（火） 午後3時00分～午後5時20分

2 場所 大阪市教育センター8階 研修室5

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
本 教宏	第1教育ブロック担当部長
松田 淳至	第2教育ブロック担当部長
富山富士子	第3教育ブロック担当部長
中道 篤史	第4教育ブロック担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村上 光司	西区副区長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
稲生 優子	大学連携企画担当課長

古閑龍太郎 学力向上支援担当課長
中野下豪紀 教職員人事担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
玉置 信行 西区教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第61号	大阪市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について
議案第62号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会委員の委嘱について
議案第63号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について
議案第64号	職員の人事について
議案第66号	職員の人事について
議案第67号	職員の人事について
議案第68号	職員の人事について
議案第69号	職員の人事について
報告第23号	堀江小学校分校設置に伴う通学区域変更の訂正について
報告第24号	令和6年度使用小学校教科用図書の採択にかかる答申について
報告第25号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第 三者委員会への諮問について
報告第26号	職員の人事について
協議題第17号	令和6年度使用小学校教科用図書の採択にかかる答申について
協議題第18号	令和5年度 全国学力・学習状況調査結果について

協議題第19号 大阪市総合教育センターにおける令和6年度からの取組の検討状況について

なお、議案第63号、第64号、第66号から第69号、報告第25号及び第26号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第17号から第19号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第23号「堀江小学校分校設置に伴う通学区域変更の訂正について」を上程。

村上西区副区長からの説明要旨は次のとおりである。

4月25日の教育委員会会議において区長専決事項として報告したが、変更する通学区域の表記に誤りが判明したため、訂正の報告を行う。資料3ページに記載のゴシック部分については、変更後の通学区域として右下の堀江小学校（分校）の欄に記載すべきところ、事務誤りにより記載できていなかったことをお詫び申し上げる。なお、既に区役所掲示板に訂正文を掲示するとともに、西区ホームページにおいて通学区域を掲載している。今後、再発防止に努めていく。

議案第61号「大阪市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、先月の教育委員会会議にて協議題として御説明した校園職員児童生徒表彰に関する規則改正である。改正の趣旨及び理由について、現状、年2回行っている表彰及びそれに附随する関連事務手続について、働き方改革の趣旨を踏まえ、表彰の期日を統一して各種事務手続を一本化し、各学校園における教職員の事務負担軽減を図るため、大阪市教育委員会表彰規則について必要な改正を行うものである。改正内容について、第6条にて「毎年11月3日に行うこと」としていた表彰日を「一定の期日を定めて行うこと」とする。施行期日は令和5年8月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第 24 号「令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択に係る答申について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

基本方針及び採択の仕組みについては、これまでも御説明してきたとおりである。この流れに沿い、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置した。その選定委員会は、教育委員会からの諮問を受け、選定委員会の中に地区部会を 4 地区設定して選定を行うこととした。その地区部会ごとに、まず学校調査会、専門調査会による厳正かつ公正な調査研究が実施され、その後、各地区部会に報告をいただいた。その後、地区部会内において、改めて調査研究及び審議を重ねてまいったところである。その審議の結果として、地区部会において答申がまとめられ、過日、各地区部会長から選定委員会委員長へ結果報告があった。

本日、その選定委員会の調査研究を経た答申が上程される。今後、この答申を参照していただき、後日、教育委員会会議において採決を行っていただく予定である。

それでは、令和 6 年度使用小学校教科用図書の答申について、選定委員会委員長の水口教育センター所長から報告を申し上げる。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

令和 5 年 5 月 16 日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、教育委員会から令和 6 年度使用小学校教科用図書の選定についての諮問を受けた。本選定委員会では、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づいて教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意をしながら、適正に教科用図書の調査研究を行った。今回は選定委員会に採択地区ごとに置かれた地区部会において、13 種目 54 点について、専門調査会並びに学校調査会の調査研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考にして審議を進めた。

第 1 回選定委員会では、全体会において選定のための計画の立案、調査を進めるための調査の観点（案）を示した。

第 2 回の選定委員会では、調査の観点の策定を行った。

また、その後の地区部会において、採択地区の実情や課題を踏まえた、より大切にしたい観点の重点化を行った。

その後、各地区部会に設置された専門調査会や学校調査会において、採択地区ごとに重点化をされた調査の観点をもとに調査研究が行われた。

専門調査会は、主に校長1名と教員3名の調査員が合議のもと、各教科書の内容について調査の観点に従って詳細に調査研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成した。

学校調査会は、各学校において調査の観点に従って、発行者ごとに、自校にとって特に優れている点及び特に工夫・配慮を要する点について調査をし、特筆すべき事項があれば簡潔に記述するなどして調査票を作成した。

第3回、第4回の選定委員会は地区部会ごとに開催し、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートによる意見をもとに協議検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにした。さらに、意見が分かれる点については、選定委員が実際に見本本を改めて調査をし、審議を重ねた。審議を通して大阪市教育局振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとって、より適切な教科書の調査研究に努めた。保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育委員会事務局代表と、それぞれの立場からの意見をいただき、議論を重ね、地区部会ごとに答申資料を作成した。

そして過日、大阪市長立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第5条第4号に基づき、各地区部会長から選定委員長に審議結果である答申の報告があった。

これを受けて、ここに別紙のとおり答申をする。

【多田教育長】 只今、令和6年度使用小学校教科用図書の採択に係る答申をいただきました。私の方から皆様に、一言申し上げます。これらの答申書は、採択された教科用図書について、教員がより近いまとまりの中で児童生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができるなどの観点に基づいて、4つの各採択地区の調査会及び選定委員会に参加された数多くの教職員、保護者の方々並びに学識経験者が一つ一つの教科書を丹念に調査研究され、厳正に審議された末にできあがったものであると説明をいただきました。私ども教育委員会といたしましては、これらの答申書を踏まえ十分に検討してまいりたいと存じます。そして、8月上旬を目途に教育委員会会議を開催し、公正かつ適正な採択を行ってまいりたいと存じます。検討に当たりましては、必要に応じて説明を求めることもあろうかと存じます。ご協力をよろしくお願いいたします。私ども教育委員会といたしましては、採択に当たっては静謐な環境の中で公正かつ円滑に検討していくことが不可欠であると考えます。これらの答申書につきましては、公開することで公正かつ円滑な採択に支障をきたす恐れがございますので、採択事務が全て終了するまでは関係者以外には公開で

きないことをどうかご理解いただきたいと存じます。よろしくお願いします。

議案第62号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

有上連絡調整担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年8月1日付で1名の弁護士及び1名の臨床心理士に委員を委嘱する。委嘱する者は、法律事務所希に在籍している弁護士の皆藤希氏と臨床心理士の吉田朝香氏である。皆藤氏は京都弁護士会の子どもの権利委員会に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を持ち、また、いじめをはじめとする子どもの権利に関する事案の対応経験が豊富である。また、この第三者委員会の専門委員として活動した経験もある。吉田氏は、奈良県でスクールカウンセラーとして活動していた経験や、大阪府吹田市で教育相談員として勤務した経験などを有しており、いじめを含む子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。以上の点から、委員に適任と考えている。委嘱期間は令和5年8月1日から令和7年7月31日までの間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第63号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について」を上程。

有上連絡調整担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度より、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した場合には第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き第三者委員会に対し諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。今般、大阪市立学校の児童生徒の事案に関し、当該児童生徒保護者より詳細調査の実施希望があったが、事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。

諮問内容について、調査審議の範囲としては、本事案に係る事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討の3点とした上で、第三者委員会の意見を取りまとめた報告書により、教育委員

会あてに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

専門委員の委嘱について、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第5条第2項の規定に基づき第三者委員会の専門委員を委嘱することについて決定いただく内容である。

専門委員の必要性について、本事案は事実関係の調査及び認定に慎重な作業が必要になることが見込まれるため、適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、専門委員として事実関係の調査及び認定に関し専門的な知識と経験を有する弁護士が必要であると考えている。専門委員の候補は、橋本法律事務所に在籍している藤原式子弁護士である。藤原弁護士は京都弁護士会の子どもの権利委員会に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を持っている。以上の点から、本事案の詳細調査を実施いただく専門委員として適任であると考えている。委嘱期間は、委嘱の日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第25号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

有上連絡調整担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、第三者委員会による初動調査の結果を踏まえ、当該児童生徒保護者から詳細調査の実施希望があったものである。

本事案については、保護者から第三者委員会の事務局業務を教育委員会が担うことに否定的なご意向が示されたため、市長部局において第三者委員会関係事務を所管している総務局との協議を経た上で、令和5年7月7日付で市長による諮問が行われるに至った。調査審議の範囲については、事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討とし、これらの件に関する意見を取りまとめ、市長及び教育委員会あてに答申をいただくよう諮問されている。

今般の諮問を受け、令和5年7月7日に第三者委員会で部会が設置されており、本事案の詳細調査は当該部会により実施されることになる。

今後のスケジュールについて、8月1日に第1回の部会会議を予定しているとのことである。

協議題第 17 号「令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択に係る答申について」を上程。
大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

先の案件にて報告した小学校教科用図書採択に係る答申についての説明となる。

本日の配付資料について、先ほど選定委員長から教育長に手交された答申として、答申文、第 1 地区から第 4 地区までの答申資料、調査の観点及び令和 6 年度使用教科用教科書見本本発行者一覧を配付している。

また、答申資料の総評の部分のみを抜粋して種目ごとの一覧にまとめた答申資料の総評一覧及び教科書の閲覧に関するアンケートの集計結果を配付している。

この後、指導部初等・中学校教育担当課長より選定委員会の答申資料に沿って、全体的な説明を申し上げる。その後、各地区部会長である各教育ブロック担当部長より採択地区ごとの実情や課題を踏まえた調査の観点を重点化について、説明を申し上げ、その後、私から教科書展示会におけるアンケートの集計結果について簡単に報告申し上げる。

乗京初等・中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

先ほどの答申にあったように、今回も選定委員会で採択地区ごとに置かれた地区部会において調査・研究を行ってまいった。その調査研究の拠り所となるのが調査の観点になる。調査の観点には、教科用図書の調査及び研究に当たっての留意事項として調査・研究に対する基本的な考え方や、全 13 種目の調査選定基準を示している。調査選定基準は大きく 4 項目に区分けし、項目 1 から項目 3 については、大阪市教育振興基本計画の最重要目標のそれぞれ「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」としている。

項目 1 の調査研究の観点については、学習指導要領より引用しており、全種目共通で 3 観点としている。項目 2 の調査研究の観点については、各種目に関わる学習指導要領の各教科の目標から 3 観点としているので、種目によっては記載内容が異なる。また、項目 2 の調査研究の観点の四つ目の観点は、全種目共通の観点として設定している。観点数については、全ての種目で 4 観点となっている。項目 3 の調査研究の観点については、学習指導要領より引用しており、全種目共通で 5 観点としている。項目 4 については、構成上の工夫として、項目 1 から項目 3 のほか、読みやすさ、使いやすさ、分かりやすさなどの児童に対する配慮や工夫がなされている教科用図書を選定することをめざすために設定した。項目 4 の調査研究の観点についても全種目共通で 3 観点としている。

それぞれの地区の現状や課題を踏まえて、全ての観点から、より大切にしたい観点、つまり重点化した観点を地区ごとに設定している。後ほど各地区部会長である各教育ブロック担当部長からそれぞれの地区部会において、どのような考え方で重点化が行われたのかについて説明をさせていただくが、各地区部会においては、その重点化した観点を中心に調査研究を進め、答申資料を作成してまいった。

次に、答申資料については、一つの発行者につき1ページの答申資料となるため、全13種目で54ページ分になる。最上段に総評欄があり、その下が特に優れている点と特に工夫・配慮を要する点の二段構成となっており、調査の観点の項目ごとに箇条書きで記載している。文末に丸数字がついているが、これはその文書に関わる観点の番号を示している。最上段にある総評欄は、特に優れている点と特に工夫・配慮を要する点に記載されたもののうち、重点化された観点に関わるものを転記したものになる。その総評に記載された箇条書きの内訳から、発行者間の優位性の違いが読み取れるようにしている。

次に、総評一覧は、答申資料の総評欄だけを抜粋し同一種目における発行者間の比較をしやすいするため、一覧としてまとめている。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

第1地区は此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区の5区で構成された淀川流域に沿って東西に位置する地区となっている。地区内には大阪の玄関口である新大阪、ベンチャー企業の集積化する西中島、USJや海遊館、また2年後に予定されている大阪関西万博の開催予定地を有する湾岸地区、緑豊かな淀川河川敷などがあり、計65校の小学校を有している。個々の学校の状況は異なるがこの間、学力については改善傾向にはあるものの、まだまだ課題を有する学校も多く、5区とも大阪市平均と比較してやや低い状況が続いており、昨年度の全国学力・学習状況調査における四分位層で見た際も、大阪市平均に比し、区分1が少なく区分4が多いといった状況になっている。そういったことから、第1地区においては、重点的に対応すべき課題について、「基礎となる資質、能力の育成」とすることとしている。

調査の観点については、時間の都合上、全13種目の個々の説明は省略するが、項目1「安全・安心な教育の推進」については、とりわけ今日的な課題である③の多文化共生やSDGsに関わる項目等について、基本的には重点として選択しており、項目2「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、今後重要となる総合的読解力の育成を見据えて、その基

礎、基本となる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの力をバランスよく育むことが必要と考え、全種目において①、②、③を重点としている。項目3「学びを支える教育環境の充実」としては、地図においては②の各種統計資料等の活用、保健については④の家庭や地域社会との連携を重点としている。項目4「構成上の工夫」としては、生活と道徳については①の教科等横断的な観点を、その他の種目については、第1地区の児童の実態に即して、教科書に掲載されている二次元コード等から視覚的に訴えることが重要との意味で今まで以上に利活用の手法が重要と考えて、②の引用、URL、二次元コード等が適切に配置されているかを重点としている。

松田第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2地区は、北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区の7区で構成されている。学力面については、全国学力テストの結果分析によると国語、算数の平均正答率で全国平均を上回ってはいるが、どの学校でも学力のいわゆる二極分化が見られ、下位層の底上げが急がれる他、思考力、判断力、表現力の向上が必要である。また、児童を取り巻く学習環境の変化を踏まえると、更なる自学自習の習慣の確立や、ICTへの積極的な対応が求められており、今後、教科等横断的な取組や体験活動の充実が一層大切だと考える。そのため、重点化する観定の決定に当たり、3つの観定を設定した。

観定1は、「確実に基礎的、基本的な知識・技能を習得できるよう児童にとって分かりやすい内容となっていること」、観定2は、「児童が自身の学習の習熟度に合わせて発展的ないしは補充的な学習などにも自主的、自発的に取り組めるような内容になっていること」、観定3は、「児童の思考力、判断力、表現力の育成に資するものであること」である。これらの観定を踏まえて、重点化する観定としては、項目1「安全・安心な教育の推進」からは、自主的、自発的な学習が促されるような配慮を求める観定①を、そして個々のニーズに応じた発展的、補充的な学習に取り組むやすい配慮を求める観定②を全種目で選択している。項目2「未来を切り拓く学力・体力の向上」からは、種目ごとに表現は違うが、思考力、判断力、表現力の育成に関する観定②を選択している。項目3「学びを支える教育環境の充実」については種目の特徴によって、重点化する観定を分けている。国語、社会、地図、保健については、情報活用能力に関する観定②を選択し、その他の書写、算数、理科、生活、音楽、図工、家庭科、外国語、道徳については、体験活動に関する観定③を選んでいる。これらは、観定3、児童の思考力、判断力、表現力の育成に資するも

のとして選択している。項目4「構成上の工夫」からは、知識と生活との結びつきや教科等横断的な視点に関する観点①を全種目で選択している。

富山第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

第3地区は、西区、大正区、中央区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区の7区で構成されている。地区の特徴としては、学力面では全国学力・学習状況調査の結果において、全国平均、全市平均に届いておらず、基礎、基本の定着の差から生じる二極化が継続していることに加えて、総体的、経年的に思考力、判断力、表現力等に課題があり、各教科等において言語活動を充実させ、問題解決学習を繰り返しながら、学習の基盤となる資質能力を育成することが重要である。また、コロナ禍を経て、海外からの児童生徒も増加傾向にあり、グローバルな視点や多様性を受け入れる視点も必要であること、地域に愛着を持ち、未来を支える、すなわち持続可能な社会の作り手となる子どもたちを育成していきたいということも当部会の協議にて確認し、これらの現状や課題を踏まえたうえで、調査の観点の4つの項目より、まんべんなく重点化を図ることとした。

具体的には、項目1「安全・安心な教育の推進」では、多様性を尊重し、協働する力に関する観点③を、項目2「未来を切り拓く学力・体力の向上」では、学習指導要領で育成をめざす3つの資質・能力の1つである思考力、判断力、表現力等に関する観点②と、言語能力など学習の基盤となる資質・能力を育む視点である観点④を各種目で共通して選択した。項目3「学びを支える教育環境の充実」については、教科等の特性を鑑み、各種目それぞれ1点選択することとし、国語、地図、家庭、保健では、統計資料等と非言語テキストの読解及び活用への配慮を重視した観点②を、算数、理科、音楽、図画工作、英語では、体験活動を重視した観点③を、書写、社会、生活、道徳では、家庭や地域社会との連携を重視した観点④を選択した。項目4「構成上の工夫」からは、教科等横断的な視点を持ってカリキュラム・マネジメントを進めることが学習指導要領の着実な実施のために欠かせない観点であると考え、各種目共通して観点①を選択し、計5つの観点を重点化を行ったところである。

中道第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

第4地区は、天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区の5区で構成されている。地区内には、近代的な商業施設や市民の憩いの場となる緑地公園、多文化が共生するコリ

アタウンや、昔ながらの町並みが混在する国際的かつ歴史豊かな居住環境、新たな街並みを有する地区である。第4地区では69校の小学校を有しており、全体的な特徴としては、全国学力・学習状況調査における全国平均比を見てみると、近年では上昇と下降を繰り返すものの、全国平均には届かず、全市平均についても概ね同等もしくは下回っている。また第4地区の児童については、読解力に関する問題に課題が見られる。これらの地区の児童の現状を踏まえ、学力向上をめざす「第4教育ブロック学力向上アクションプラン」を作成している。その中で5つの取組課題を設定しており、その関連から各教科、種目における重点化の観点、5つを設定している。

第4地区の調査の観点について、項目1「安全・安心な教育の推進」では、アクションプランの取組課題である「多様性の尊重」、「協働する力」、「持続可能な取組」に関連する観点として、全種目共通で③を選択している。項目2「未来を切り拓く学力・体力の向上」では、同じく「学力の基礎・基本の定着」、「GIGAスクール構想の推進」に関連する観点として、全種目共通で④を選んでいる。さらに、それぞれの教科、種目等の特性を鑑み、算数では観点①を、国語、理科、生活、図画工作、保健、英語、道徳は観点②を、書写、社会、地図、音楽、家庭では、観点③を各種目1つ選択している。項目3「学びを支える教育環境の充実」では、「学力の基礎・基本の定着」、「GIGAスクール構想の推進」に関連する観点として、国語、社会、地図、算数、理科、保健は観点②を、「多様性の尊重」、「持続可能な取組」に関連する観点として、生活、音楽、図画工作、家庭、英語は観点③を、「多様性の尊重」、「持続可能な取組」に関連する観点として、道徳は観点④を選択している。項目4「構成上の工夫」からは「学力の基礎・基本の定着」、「教科等横断的な授業の創造」に関連する観点として、全種目共通で観点①を選択している。加えて書写では、「学力の基礎・基本の定着」、「多様性の尊重」に関連する観点として観点③を選択している。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

教科書センターで実施したアンケート結果について報告する。

アンケート総数は324点であった。今回よりアンケートの回収目標値という設定を廃止しているため、回収状況はこれまでに比べて低くなっている。また閲覧した教科書の種類については、国語が最多、次いで社会、算数、道徳という順になっている。主な意見としては、教科書全般に関して、カラーで見やすい、吹き出しが多く分かりやすいが1冊1冊

の重量が少し重く感じた、児童生徒の興味・関心を引く題材が用いられているなどの意見をいただいている。

今後の予定について、この答申を参照いただき、8月8日を予定している教育委員会議において採択をいただく予定にしている。また、来週8月1日の教育委員会会議については採択に向けた協議題とし、前回の中学校採択と同様に、採択地区ごとの各種目における優位性の高い発行者を中心にご説明をさせていただく。また8月1日、8日と、それぞれ時間が限られているため、ご意見等、質問等あれば事前に頂戴できるよう、現在依頼しているかと思う。そういったことも含めて、採択の事務を進めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 たくさん見させていただいて、全ての教科書にデジタルコンテンツを活用するための二次元コードがついていました。私の記憶では前回の教科書採択のときに、二次元コードなどの、飛んだ先が、動画なりドリルなりだと思うのですが、この選考の項目の対象外だった記憶があります。今回は前回に比べて、二次元で飛ぶボリュームが、各ページにあるぐらい多くなっており、この辺りの選定の影響というのはどうのお考えか、お聞かせ願っていいですか。

【乗京初等・中学校教育担当課長】 二次元コードにつきましては、各教科書発行者が、本当にたくさん掲載しているところでして、各調査におきましてもこの二次元コードについて一項目として取り扱っておりますが、これを見ていただいて思われたことをこの調査の観点の中に記入できるようにしておりますので、それをもとに調査を行い、それを選定委員会の方で進めていく形で調査を進めてまいりました。

【異委員】 一応、内容も確認して、それを踏まえた観点で入っているということで理解してもいいですか。

【乗京初等・中学校教育担当課長】 はい、さようでございます。

【大竹委員】 数教科を少し見させていただいて、それぞれの図書についてはやはり良い点、悪い点があって、それぞれの観点によっては評価が変わるという感じがしています。今回の良い点、悪い点についても判断の仕方を変えるという意見がありますが、それぞれの地区の方が重点とした観点が上手く合致していれば、それはそれで非常に良くて、例えば重点ではないところでもっと工夫を要するとなったときは、マイナスの評価というのは軽くなりますかね。自分の評価と皆さんの評価を見ると結構食い違うところがありま

す。それはある意味では地区ごとの学校のそれぞれのレベルなり合わせるところが違うから違うのだらうと思うのですけれども、その辺りの見方は来週の会議ですり合わせはできるのででしょうか。例えば、イラストとか写真を撮って飽きさせないという意味では非常に評価できるということと、一方でそうではないという評価も出てきます。確かに観点に基づいた評価があって、工夫を要するということもあって、あるいは工夫がよくしてあるというのもあるのだけれども、なかなかちょっと評価が難しいという思いで、今日の資料も見させていただいています。そこは来週ぐらいに一度、事前にそれぞれ意見交換をしすり合わせていくという手順はできているということによろしいですか。

【乗京初等・中学校教育担当課長】 そのような形で、よろしくお願いいたします。

【森末委員】 スケジュール面の話で、これは今日いただいたものですが、教科書については、それなりに読んだりしてまとめつつあるのですけれども、やはり答申いただいた分と突き合わせて、何故こんなふうに考えていらっしゃるのかなというのは聞きたいです。これは27日までに意見を出して欲しいということですが、とてもとてもそんなスケジュールでは正直できないです。以前はこんなにタイトではなかったような気がするのですけれども、何故こんなにタイトなスケジュールにされるのでしょうか。次の1週間後の会議で今日の整理をして、最終的には8日に出るのですよね。しかも、何か27日までにご意見くださいと言われたと記憶しているのですけれども、それも、間違っている、そんなにタイトなはずがないと思いながら、少しうろ覚えで思っているのですけれども。そうすると、とてもとても時間がなくて、まともにこの答申を、書いておられるのはどういうことなのかとか、ということを知る必要がないのかどうか分かりません。あまりにもタイトではないかなという気が実はしています。もっと前からこのスケジュールをおっしゃっているというのは思いながら、改めてこれは何なのかなと、ちょっと疑問があります。逆に、私たちは、あまり検討しなくていいのですというようなことを言われているような気が若干するのですけれども、こんなにタイトになった理由は何でしょうか。

【大西指導部長】 実はですね、前はコロナの影響があった関係で、採択の期日が少し後ろ倒しになっておりました。前回は少しイレギュラーな日程感でございました。ただ、十分にご説明差しあげたり、ご意見を頂戴したりするという時間が、確かに今年度のこのスケジュールでは大変タイトな状況ではございますが、実は本来の日程感でいいますとこういった形が実は、だったというふうに。

【多田教育長】 コロナの関係で2週間ほど前回は、後ろ倒しになって、実は今年は

8月10日だったと思うのですが、大阪府のほうで府内の取りまとめをする期日がございまして、実務的にはそこをめざして進めております。先ほど大竹先生からもございましたように、観点と、その中でも特に重点化しているところや、それについての評価のコメントの理解の仕方ですとか、実際に先生方に読んでいただいたうえでの考え方が大変重要になってくるかと思っておりますので、ちょっと日はございせんけれども、今日以降ですね、そのところは事前の来週の1日の協議会で、また8日の採択に向けて、密にやり取りをさせていただくということでお願いしたいと思っております。

【森末委員】 日程的に終わりが決まっているというのはやむを得ないことですが、ではこの答申をいただくのをもっと前倒しできなかったのでしょうか、スタートを早くできなかったのですかという話になってくるわけです。今回はこれでやらざるを得ないのでしょうけれども、次回以降、もう少し早めにしていただかないと何を見るのですかという話になってきます。それなりに教科書を見て、まとめたりしながら、昨日見ていたら何故こんなことを言っているのかなとかの疑問があったりするわけですよ。私はこれは凄く良い教科書だなと思っているのに、こんなことを書かれているのだというのも実はあったりします。こんなことをどこで言っているのですか、最初から答えは決まっているのですかというような話になってきますので、それならそれで、もっとこの答申をいただくのを早い時期にはそもそもできないのでしょうか。次回以降は考えてもらいたいです。そうでないと、ポンポンポンポンと1週間、1週間、1週間、しかも27日に意見を欲しいと言われても、正直できないですよ、というのが本音です。次回以降の話になると思いますが。

【大西指導部長】 大変、タイトな中、申し訳ございません。来年度以降に向けて、今回も、御意見を頂戴しましたので、御説明がコンパクトにできるように、またご相談差しあげたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【森末委員】 そもそも答申をいただくのを前倒しにすることは、できないのでしょうか。それはどうですか。もちろん、たつぷりと地区ごとに審議していただきたいものをまとめてしてもらったので、その時間はタイトにしても良いと思うのですが、では、スタート時点をもっと早くできないのか、教科書が来るのがこの時点ですという話なのかも分かりませんが、その辺りは考えていただきたいです。それはどうだったのかという疑問はありますね。

【大西指導部長】 確かに、ちょっと選定委員会の発足も含めて、前倒ししにくい部

分もあり、また、学校調査、専門調査と、調査期間を保障する関係もございまして、悩ましい部分もございしますが、来年度の中学校教科書採択におきましては少しでも十分審議いただけるような時間確保ができるように考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平井委員】 教科書は10人いたら10人見方が違うので、要は使い方がすべてです。教科書を採択した後がポイントであり、素材研究、教材研究、指導法の充実度合いですべてが決まります。素材と教材の十分な研究ができていないと、同じ先生でも温度差が出てしまいます。教育委員会は各校がカリキュラム・マネジメントをうまく回せるような調整に徹してほしいと思います。教科書選定にしても、教材ばかりに目線が行き過ぎている気がして仕方がありません。それを使ってどう授業展開し、LMSを活用してどうフィードバックしていくのかという研究も一緒に考えることが大阪市の教育力向上に不可欠ではないでしょうか。本市の強みは一人1台タブレット、そこからどのようにデータを紐づけして、返していける環境が整いつつあるということ。デジタル教科書が入っていくこと、そして、生成AIの登場があります。いずれにしても、説明責任、指導責任がありますからこれを使ってどこまで学力をつけるか明示する努力をしてほしいものです。

【栗林委員】 森末委員、それから平井委員がおっしゃったことに関連するのですが、私は基本的に皆さんが意見一致しておられたことは、寧ろ私としては肯定的に受け止めています。それは何かというと、まずは基礎的な学力の観点をしっかり、特に優れているというわけではないですから、子どもたちに基礎的な判断力をしっかり身につけさせるというお考えに立っておられるところ、基本だったというのは今後に向けた平井委員からご指摘があったような学校がどういうふうに変っていくのかというような観点から捉えても、非常に私は適切だと思いました。ただ、森末委員がおっしゃるように、非常に短い期間で教育委員会が果たす役割について、それがどうなのかということについては十分な御配慮をいただきたいということはおっしゃるとおりだと思います。いずれにしても今後に向けては、現在の学校の体制、この体制をどのように有効なものにしていくかということは、今の小学校、中学校の形ではやはり限界が来ていると。こういう言い方をしているのかどうか分かりませんが、敗戦後の学校形態の中で何ができますかという中で、みんなが努力して学校を盛り立ててきたということ、今後の世界的な学校経営の競争の中でどういう形を見出したらいいかということがやはり非常に大きな課題になってきています。その中でやはり小中一貫校とか、中高一貫校であるとか、それだけではないと思いますけ

れども、どういう教育が子どもたちにとってプラスになるのだろうかという段階に来ている中での教科書のあり方ということですから、そういう意味で、皆さん、非常に今後を見据えた意味では、私は適切な対応を取っておられるのではないかなと。それは何回も繰り返しになりますけれども、基礎的な学力をまずは子どもたちにしっかり植えつけてどういう場面に遭遇したとしてもその力を基礎として今後やっていける、そういう形を取ろうとしておられているのが見えたような気がして、そこは、私は非常に感謝したいと思いますし、非常に試みとしては良いと受け取っています。ただ、地区によってそれぞれテーマがありますので、その点についてはやはりいろいろな観点で行っていく必要があると思います。この中だけであちらとこちらと、というふうに解消してやっていくのではなくて、やはり今後の教育の体制、子どもたちのためにどういう体制が望ましいかという観点を見据えて考えていくという、そういった点では適切な取組ではないかなと、寧ろ、私は肯定的な印象を持ちました。

【多田教育長】 皆さん本当に御協議ありがとうございます。今日は、選定委員長より答申書とそれに附随します答申資料ということで、各地区部会での議論を踏まえたような形の資料等、非常に限られた時間といたしますか、タイトな日程でのご検討をしていただくことになりますのでどうかご理解を賜りたいと思います。事務局で現在、地区ごとの議論の優位性の作業も並行して進めておりまして、今後の協議をできるだけ円滑に進めたいと思っておりますので、その内容につきましても皆様方にしっかりとお伝えさせていただいて、議論を進めさせていただきたいと思っております。そのうえで、皆様方からのご知見やあるいはお考えご意見等を頂戴しながら、しっかりと進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

協議題第 18 号「令和 5 年度全国学力・学習状況調査結果について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度 4 月 18 日に実施された全国学力・学習状況調査について、昨日、文部科学省より結果の提供があった。今年度は国語、算数、数学の外、中学校では 4 年ぶりに英語が実施をされている。なお、英語の「話すこと調査」については、4 月 18 日から 5 月 26 日まで分散して実施がされたため、8 月下旬の結果提供となり、本日の資料には含まれていない。直近 4 回分の本市の平均正答率の推移を見ると、経年で比較するため全国の平均正答率を 1 としたときの大阪市の割合である対全国比について、小学校においては国語、算数とも

に昨年度より改善が見られた。とりわけ、国語においては、対全国比 1.00 となり、ほぼ全国水準を達成した。一方、中学校は、数学で若干下降し、国語、英語は前回調査より横ばいであった。今後、これらの要因については詳しく分析を行っていく。政令指定都市別の結果について、小学校は 2 教科の平均正答率の合計、中学校は 3 教科の平均正答率の合計の高い順に並んでいる。小学校は本年度も最下位を脱出し 13 位であったが、中学校は 2 教科合計では最下位だった。

今年度の結果については、小学校で大きな成果が見られているが事務局としてはまだまだ改善の余地があると受け止めている。昨年度、教育振興基本計画を改定し、誰一人取り残さない学力の向上を掲げ、学力向上支援チーム事業など教育委員会と学校現場が一体となり進めてきた取組みの成果の一端であり、とりわけ学校現場の教員、子どもたちの頑張りの現れだと考えている。今後、今回の結果を十分に分析検証し、子どもたち一人一人の課題に対してより丁寧にフォローできるよう取組みを進めていく。

今後のスケジュールについて、文部科学省は 7 月 31 日 17 時にホームページ等で公表予定であり、本市の結果についても 7 月 31 日 17 時に公表する予定である。2 学期始業式以降、各学校より子どもたちに個票を返却する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 小学校の国語が非常に良く、現場の先生方の努力と工夫に対し本当に頭が下がる思いですが、何か要因はあるのでしょうか。

【古閑学力向上支援担当課長】 詳細な分析はこれからですが、今回記述式の問題が小学校で 3 問出ておりますが、無解答が非常に少なく、正答率も全国との差が非常に小さかったので、一定、大阪市の課題である記述式の問題に関して、自分の考えを表現することができるようになってきつつあるのかなと考えております。

【異委員】 教員の授業の工夫や市の大きな方針が、おそらく上手く現場に伝わっているのではないかというふうに、嬉しい報告だなと思いました。

協議題第 19 号「大阪市総合教育センターにおける令和 6 年度からの取組の検討状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和 4 年 12 月の教育委員会会議で示したビジョンを具体化するために検討を重ねてきた。

主な取組内容としては、教育データ活用を基盤とした調査分析を行うシンクタンク統括室の設置、理論と実践の往還を実現する研究校・実践校の設置、多様な大学や企業と連携する組織OENの設置、シナジースクエアやホームページを活用した情報発信である。教員の人材育成の全体像について、これまで以上に採用前からの人材育成に力を入れ、本市教員をめざす学生を増やすことと、教員としての資質の向上を図っていく。また、採用後はオンラインやオンデマンドも活用しながら、質の高い研修コンテンツを準備し、いつでもどこでも学びやすい学習環境を整備することで教員の指導力向上に努めていく。

各取組の詳細であるが、教員採用のプロモーション業務について、昨今の教員のなり手不足に対応するため、これまで行っていた採用説明会のバージョンアップを行うとともに高校生や社会人にも対象を広げたイベントを開催するなど、教職免許を取得する前の方にもアプローチを行い、大阪市の教員になりたいと思う人を増やしていきたい。また、相談会を実施することで、教員になろうか他職に就こうか迷っている方に対して、教員になるための後押しができるような機会を行いたい。教員採用選考に合格した方を対象とした採用前研修を実施することを予定している。これは採用前に抱く不安な気持ちを少しでも和らげるため採用前の研修を行うことで、4月当初から本市教員としてスムーズにスタートが切れるようにするためのものである。なお、研修期間中は会計年度任用職員として雇用し、研修を受ける負担の軽減や教員としての責任感を持ってもらえるようにしたい。OENの設置について、多様な大学や企業と連携する組織づくりを行うため、大学や企業、研究者によるネットワークを構築し、学校園の教育課題解決に向け専門的知見を活用できるようにしていく。現在、大阪商工会議所や各大学と連携に向けた協議を行っている。総合教育センター6階のシナジースクエアでは、教員や大学等の専門家、企業との交流スペースや学校支援のためのイベントを行いたいと考えている。教育コンシェルジュを配置し、シナジースクエアでの多岐にわたる取組をコーディネートし、シナジースクエアの活用を活発化させながら学校園や教職員の課題解決のサポートを行い、誰もが行きたくなる総合教育センターの実現に向けて業務を行えるようにしていく。シンクタンク統括室の設置について、外部の専門人材と指導主事が共同して調査分析を行い、教育施策の企画立案や分析成果の発信、学校のデータ分析支援と取組提言を行えるよう体制整備を進めている。シンクタンク統括室で明らかになった知見は大阪市内での発表だけでなく、総合教育センター内のウェブサイトにも分析成果の発信を行い、学術的にも立証される研究をめざしていく。研究校・実践校の設置について、本市が抱える教育課題は多様であり、学校だけでは解決

困難な諸課題が絡みあう課題解決を図るため、大学等の専門家等と協働して課題解決に向けた実証研究を行う研究校を設置し、研究校で明らかになった知見を、実践を通して広める実践校を設置する。次世代の学校を担う人材の確保、育成について、これまでも教職大学院と連携してミドルリーダーや管理職育成に関する取組や教員不足の解消に向けた取組を行ってきた。総合教育センターを運用する中で、人材育成を一括化して取り組むことで、さらなる連携強化を図ることをめざして総合教育センターの取組に入れることとした。また、これまでの議論の中で様々な大学とも連携することの重要性の示唆をいただいていたため、大阪公立大学にも寄附講座を設置し、社会人や理系人材から教員になる人材の掘り起こしを行えるよう調整を図っているところである。総合教育センターの魅力、取組等の発信について、総合教育センター建設に当たり、養成、採用、研修の一体化の観点から、教員だけでなく、これから大阪市教員になろうとする学生や大阪市と連携したいと考える大学や企業関係者の方にも分かりやすく情報を発信することで、多様な方が行きたくなるセンターにしたいと考え、教育センターのホームページをリニューアルし、情報の一元化や、本市の教員の魅力を発信することで、総合教育センターの活用を促進したいと考えている。総合教育センターが入る合築棟の名称について、大阪教育大学からは、みらい教育共創館という名称が提示されている。事務局としては提示された名称で問題ないかと考えているが、本日の教育委員の皆様の意見を踏まえながら大阪教育大学と本市で行っている連携推進会議の中で決定していく。

研究校の研究内容と候補校等について、研究テーマは、2030年以降の社会を見据え、教育振興基本計画の最重要目標達成に資するよう総合的読解力育成の充実、個々の可能性を引き出す学び、理科教育の推進、不登校の未然防止、解決に向けた研究の4テーマとした。それぞれのテーマについて研究校1校、計4校を指定する。また、実践校を公募の上、研究テーマごとに各ブロック1校、計4校、4テーマで合計16校を各教育ブロック会議にて選定する。研究校は令和6年4月から3年間、実践校は1年後の令和7年4月から2年間の予定で設置する。研究校の候補は、各校より提出された運営に関する計画を調査、確認し、各研究テーマに沿った内容の取組をモデル校や研究協力校として学校全体で取り組んでいる、または取り組む予定のある学校を絞り込んだ。その上で各候補校に聞き取り調査を行い、研究組織体制や研究成果の発信の見通しなどについても確認し、総合的な検討を行った。また、連携研究者、連携大学の設定に当たっては、研究テーマに関連した研究実績や本市の研修会講師などの実績を検討し、それぞれの研究テーマについて複数の研究者

を絞り込み、第一候補の方に打診を行い、候補とした。その結果、研究テーマ1の総合的読解力育成の充実については、中之島小中一貫校を候補とした。当校は、令和6年4月開校予定で、総合的読解力育成カリキュラムを教育課程に組み込み、地域の企業、大学等と連携した課題解決学習等を計画していることから、読解力を中心とした思考力、判断力、表現力の育成のための好事例を全市に発信できると考え候補とし、連携研究者は京都大学大学院の楠見孝教授を候補とした。研究テーマ2の個々の可能性を引き出す学びについては、生野未来学園を候補とした。当学園は大阪市初の義務教育学校としてキャリア教育を軸に教科横断型の授業の構築に取り組んでいるが、同時に学力の二極化などの課題解決に向け、特別支援教育の観点から大阪教育大学と連携した取組を進めているところであり、今後もICTを最大限活用しつつ個別最適な学びをめざし組織的に取り組む体制があることから候補とし連携大学は大阪教育大学を候補とした。大阪教育大学と本市は、平成30年に包括連携に関する協定を締結しており、生野未来学園の開校に係る地域説明会でも、大阪教育大学と連携して様々な取組を進めることが説明をされている。研究テーマ3の理科教育の推進については、長居小学校を候補とした。当校は現在、理科教育推進校として、子どもたちが理科に興味、関心を持ち、主体的に追求をしていけるよう教職員全体で組織的な理科教育の推進の取組を行っており、隣接する長居公園を活用し地域・企業と繋がりながら実践研究ができる土壌があることから候補とし、連携研究者は高田短期大学の野照文特任教授を候補とした。研究テーマ4の不登校の未然防止、解決に向けた研究については、北稜中学校を候補とした。当校は令和2年度より、校内にリソースルームを設置しており、その活用のあり方を全市に提供することが期待できるとともに、多様性を認め合う機会を確保できる素地があり、未然防止の視点を踏まえた実践研究ができると考え候補とし、連携研究者は琉球大学の中尾達馬准教授を候補とした。なお、事前に平井先生から質問いただいた採用前研修や大阪教育大OKUTEPの内容、協定大学一覧について、本日、追加で資料を配っている。この資料及び巽先生から質問いただいた講師の研修について補足をする。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

事前に伺っていたOKUTEPに関わる内容と現段階での講師への研修について追加で説明する。大学等との連携による研修について、この中に大阪教育大学でしているOKUTEPを取り込んで本市の研修で活用している。本市においては令和4年度から通称My・recoと呼ぶ学

習管理システムを導入している。このMy・recoでは、研修受講の申し込み、あるいは事前課題としてオンデマンド資料の視聴、レポートの作成、あるいは研修を行ったのち、受講後の事後課題の作成や提出、あるいは理解度テストを行うことができ、自動的に受講履歴が記録される。このシステムの中には指導主事が作成したオンデマンド資料のほか、外部人材等が作成した研修コンテンツも掲載することができる。その研修コンテンツの一つとして、大阪教育大学のプラットフォームであるOKUTEPも取り入れて、活用している。このOKUTEPについては、教員がユーザー登録をしたのちオンラインで15分程度のコンテンツを受講し理解度テストを行う。その一つの研修については、このコンテンツを2本から4本程度受講することで修了となり、いわゆるデジタルバッジと呼ばれるものが発行されるという仕組みになっている。なお、掲載されている研修については市で策定をしている教員としての資質の向上に関する指標に対応している。現状においては本市の中堅教員研修の選択研修として三つの研修に加えて、このOKUTEP内にある研修を活用して、研修の実施をしている。講師への研修について、教育センターの研修においては、常勤講師に関わる研修として、本市の教育の現状と課題について認識をするとともに教育活動に必要な基本的知識を習得することを狙いとして、共通研修と選択研修を実施している。共通研修についてはオンデマンドで学習指導要領の改訂を踏まえた教員として求められる資質能力などについて、選択研修については先ほどの三つの286本のコンテンツがあり、その中から学校園や個人の課題に合わせて少なくとも一つ以上は選択して視聴することとしている。併せて教育センターで実施している教科等指導力向上研修、あるいはICT活用研修等の希望者対象の研修については、常勤講師においても受講できるようなシステムにしている。また、学力向上支援チーム事業で訪問しているスクールアドバイザー、あるいは各校のメンターが中心になって行っている若手研修についても経験の浅い常勤講師については支援しており、その中で若手教員一人一人の不安や悩みについての相談体制も整えている。また今後、初めて教壇に立つ常勤講師に対しては、講師採用のスケジュールを踏まえながら自主的に学べるようなオンデマンドの教材を作成、公開するなど、手法も含めて検討してまいりたい。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

OENの組織について、連携協定を締結している組織体、大学コンソーシアム大阪加盟39大学、その他連携協定を締結している大学、研究研修等での連携をしている大学などとも

引き続き連携協力しながら、OEN を組織づくっていききたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 総合教育センターの内容はこれから詰めていかないといけないですけど、この中でやはり教員の採用という問題が一番大きいと思います。大阪市には、どれだけ優位性があるかということ、訴えかけ方というよりも、何の内容をアピールするのかということが非常に大事なところだと思います。見せ方だけではなくて、本当に大阪市は良いのですよということが言えるようなことを着々としていかないといけないのかなと思います。労働時間が少なくてすみすとか、そういうふうにしていかないとけませんし、もちろん今回、採用前の研修的なものもしますということで、他都市で実施していないとすると優位性があるということが言えますが、大阪市は他都市よりも優位性があると言えるように着々と政策を進めた方が良いと思います。

【平井委員】 教員免許の二種免許を副専攻として取れるようにしていこうという方向性が検討されているようです。教師不足は想像以上で、確保はかなり厳しいと思いますので、現在、複数の免許がとれる大学をピックアップしておき、連携していく必要があると思います。併せて、研修も協働していく方法があると思います。また、特別免許の制度に変化があるようですから社会人に教員の魅力を伝えていく工夫も不可欠でしょう。難しいかもしれませんが、年齢に関係なく、有能な方は再雇用でいかがでしょうか？人生 100 年時代で様々な事例がありますが、高齢であっても素晴らしい授業をする人はたくさんいるのは間違いないのですから。

【多田教育長】 ありがとうございます。人手不足といいますか、教員の採用で、採用の養成段階から、また人材を育成する研修内容を含めいろいろな話がありましたが、処遇の面も含めて、全般的な議論が国においてもありますので、そういったところと、ほかに、実際にまずできることは採用の試験の前倒しができないのか、複線化できないのか。先ほど先生がおっしゃいました二種免許のこともありますので、できることからしっかりやっていって、ただやはり良い人材に来てほしいというのは、我々の願いでもありますし、それがやはり必要だと思いますので、そういうところをしっかりと認識しながらまたいろいろご意見をいただけたらと思います。

【平井委員】 採用試験の前倒しも検討事項ではないでしょうか？併願先が増えるわけですから歩留まりが読みにくくなる点もありますが、可能性を拓けるという意味で検討

してもよいと思います。

【異委員】 教員の採用前研修の充実ということでお話しされたと思うのですが、講師採用の大卒の新採用、3月に卒業して4月から例えば常勤講師、非常勤講師、講師採用として新たに教壇に立つ人の研修の充実を少し求めたいなというふうに思います。というのは、数年前から全然何も分からないまま教壇に立つのですという悩みを卒業生数名ほどから聞いています。そういうことはないだろう、きっと研修をしっかりとやっているだろうということだったのですが、就任して1年目、2年目、校内研修であったり教育委員会の研修はあるものの、講師採用の場合、急に決まって4月から教壇に立つということで、それはやはり経験がないので教員としても講師としても不安で、どのように子どもと接していいのかも分からないと思います。クラス運営であったり大阪市の教育方針であったり、その辺りを凄く不安を抱えて行っている卒業生を見て、これは何とかならないかなというふうに思っていました。子どもたちからすると、この先生は講師採用とか教諭とか全然関係なくて、先生は先生ですから信頼している先生になると思いますので、急遽決まった新規採用の講師の採用前研修というのを少し見直す、しっかりケアする、これがいずれ子どもたちが安心して過ごせる学校生活に繋がると考えますからぜひその辺りも少し盲点になっているのかなというふうに思いましたので、ご検討いただければと思います。

【水口教育センター所長】 再来年からの本務についての採用時研修は別紙に出させていただいたと思うのですが、それをそのまま横スライドすることは採用していない状況ではできないので、できれば先ほど少しお話をさせてもらいましたけれども、例えば、このオンデマンド教材のようなものを作って採用が決まった段階で、校長先生からこういうものがあるよと実際にこれを見て一回勉強してみたらどうかというようなことであるとか、やはり一番は学校へ入って新規採用ですというときに周りの先輩教員であるとか管理職の方がどういうOJTの研修をしていくのかというのが一番大切だと思います。その辺りについては、やはり今の学校支援チーム事業の中で、スクールアドバイザーなどが入っていらっしゃるので、その退職校長によって授業であるとかあるいは生徒理解であるとか学級経営というところについては、若手の研修というのも行っていますので、その中でしっかり身につけてもらえたらなというところでは考えているところです。来年度については、おそらくそういったことで事前に何らかの方法でのオンデマンド等についてのことは来年の12月以降にはできるのかなと。今年度にしますと、少しまだこれがどの程度までというのが分かりませんので、可能であれば、そういうことを含めてしていけたらな

というのを検討していきたいと思います。

【多田教育長】 今、巽先生からご意見いただきましたけれども、少しまだ時間もありますので、実際に子どもたちにとってどうなのか、保護者から見たときに先生というのは講師であっても教員であっても変わりがないというのはその通りですので、少し時間をいただいて、何ができるのかを少し考えさせていただきたいと思います。

【平井委員】 チーム学校での OJT が重要です。Off-JT の研修だけでは現場にフィードバックするという意味で不十分な点があることもまた事実ですから、今、現場で起きている問題に対し、最適解を合意形成した上で取組を組織的に行うと、関係する教職員がすべて関わるわけですから全体のスキルアップになることは言うまでもありません。

報告第 26 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、被処分者が有印公文書を偽造、同行使を認めている事案で、教育委員会会議における懲戒処分の決定を待つと教育行政への市民の不信が高まると考えられたことから、教育長専決規則第 2 条第 1 項における緊急の必要があるときに該当するものとして、教育長の専決により懲戒処分を行ったものである。

被処分者は小学校産休補助臨時講師で、処分内容については懲戒処分として免職とする。処分年月日は令和 5 年 7 月 18 日である。事実の概要について、当該講師は大阪府青少年健全育成条例違反で起訴された事案について、不起訴になったとの報告をするために検察庁が発行する不起訴処分告知書を偽造し、その写しを校長に提出して、有印公文書偽造、同行使で起訴され、教育委員会事務局の事情聴取においても起訴内容を認めたというものである。本件事案の経過について令和 5 年 5 月 23 日に当該講師は、大阪市内のホテルで女性が 18 歳に満たないことを知りながらわいせつな行為をしたとして、大阪府青少年健全育成条例違反で逮捕、略式起訴され、罰金刑を受けたが、校長等に対して当該講師が不起訴処分とされたと報告をしたために、大阪地検に事件の処分について照会をしつつ、当該講師にも不起訴処分告知書の提出を求めたところである。検察からの回答は略式起訴であったが、当該講師から不起訴処分告知書を見せられたために検察に説明を求めたところ検察が発行したものでないことが判明し、当該講師は有印公文書偽造、同行使の容疑で逮捕、起訴されたものである。当該講師への聞き取りについて、令和 5 年 7 月 3 日、検察から回答があった公訴事実と偽造文書を作成して提出した事実を確認し、当該講師が認めた。当

該講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 64 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の管理作業員で、処分内容については懲戒処分として免職とする。当該職員は令和 5 年 6 月 1 日以降、ひと月以上再三にわたり出勤命令を受けていたにも関わらず正当な理由なく所定の勤務日に勤務しなかった。本事案の概要について、令和 5 年 4 月 3 日から 5 月 31 日まで年休を取得し、年休残日数がゼロとなった 6 月 1 日以降も所定の勤務日に出勤せずに欠勤が連続して 21 日となったもので、連絡もつかない状態となっている。事案に対する学校及び教育委員会事務局の対応について、年休取得期間中、同校教頭から度々声かけを行っていたが、具体的に長期間年休を取得している理由は述べることもなく、教頭と校長が自宅に訪問したとき追い返すような内容の発言をした。そのような状況であるために、6 月 6 日、15 日、27 日と 3 回にわたり出勤命令を含む職務命令書を発出し、15 日と 27 日に校長、教頭と教職員人事担当で自宅を訪問し、当該職員が在宅していることは確認できたが呼びかけには応じなかった。6 月 1 日以降、受信を拒否するような設定に電話が変更され、連絡ができない状態になっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 66 号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校主務教諭で、処分内容については懲戒処分として戒告とする。当該教諭は、令和 4 年 12 月 25 日、全国ジュニアラグビーフットボール大会の大阪府中学校代表の監督として参加をした際に、関係生徒 2 名の頭部を右手で押し下げ、関係生徒 1 名の頭部を右手ではたき、大きな声を出して謝れと言ったというものである。関係生徒 A から C の 3 名は関係生徒 D に対し、お笑い芸人に似ていると言ったり、部屋の中にお菓子のゴミ袋を投げ入れたりするからかい行為をした。当該教諭は関係生徒 D へ試合に出る意思があるかどうか聞いたところ、からかいをした 3 名と一緒に試合に出たくはないと言った。関

係生徒3名から関係生徒Dへの自発的な謝罪がなかったために、当該教諭は関係生徒A及びBの頭部を右手で押し下げるとともに、関係生徒Cの頭部を右手ではたき、大きな声で謝れと言った。関係生徒Dはその謝罪を受け入れたことから、当該教諭は試合への出場を決めた。教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第67号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の再任用教諭で、処分内容は懲戒処分として戒告とする。当該教諭は令和5年1月30日、前任校の小学校に在籍していた当時、体育館に向かうため廊下を歩いていた関係児童から容姿をからかわれたと思い込み、関係児童へ事実確認をする前に、関係児童の開襟シャツの前首に指を引っ掛けて引き寄せ、5分程度叱責した。補足であるが、当該教員は関係児童3名から自分の容姿をからかわれたと思い込み、関係児童の1人であるAに対しからかったのか確認をしたところ、当該児童は否認をした。当該教諭は、他の児童が体育館に来ると考え、関係児童Aを体育館の外に連れ出すため、その開襟シャツの前首に人差し指と中指を引っ掛けて引き寄せたとともに、関係児童3名に対し、5分程度叱責をした。関係児童3名の担任教諭が事情を確認したが、当該教諭をからかった事実は確認できず、当該教諭は関係児童Aに対し事実確認をする前に一方的に叱責し、身体を引き寄せたことを謝罪した。当該教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 本件に関して特に異議はありませんが、少し懲戒処分が多いのではないかという疑問があります。本日だけで4件で、内容はそれぞれ違うと思いますけれど、他の政令市の懲戒処分と比較してどうなのかなと思って事務局で調べていただきましたが、圧倒的に分母は違うとしても大阪市が凄く件数が多いのですよね。これは直近、文部科学省が公表しているものですが、令和3年度で大阪市が29件、その次が横浜市で18件、名古屋市が4件、京都市においては0件です。これはどうなのでしょう。大阪市の基準や考え方が厳しいということが一つ考えられますよね。ちょっとどういうものになっているのか分からないのですけれど、他がどのように防止しているのか、あまりにも大阪市の件数

が、数字を見ても印象も絶対に良くないと思いますので、月末で懲戒処分がかたまっている日だとは思いますが、やはりこれを避けていけないといけないと思います。形式的に我々はこうして異議なしとしますが、やはりもっと数字を限りなくゼロに抑えていけないといけないのではないかなと思います。

【上原教務部長】 ありがとうございます。確かに教職員の在籍数は多いですけども、それを上回る率で事案が発生しているのかなというのは、ご指摘のとおりかと思います。これは、近年、非常に保護者や関係者からの通報が非常にたくさん日常的に入ってくるということはあるのですが、やはり我々、人材育成の中で教職員の研修なり指導の面に課題があるというふうにも認識をしてございます。ただ、起こった事案については、やはり厳正に対処していくということは、これはこれで必要なことかと思えますし、本市ではこの間、桜宮高校の体罰事案も含めて、職員基本条例の規定もございますし、教職員についてはやはり児童生徒、教育職という職の特性も踏まえて厳しい、より重い処分を科すという観点から、通常は行政措置で済むものが懲戒処分に至っているというものの中にはございます。しかしながら、やはりこういう事案を踏まえて、我々の研修制度自体も振り返って改善をしていかなければならないということで、先日もプロジェクトチームの設置のご説明申し上げましたけれども、今年と来年をかけて、そういった研修制度自体の改善を図りますのと、こういうたくさん事案が発生しておりますので、時宜に応じて通知文の発出ですとか、そういった注意喚起には引き続き取り組んでまいりたいなというふうには考えております。

【異委員】 子どもたちの学力とか体力とかを、数字で見て、結構比較したりしますが、こういう我々も教職員の事案だったりとかというのも非公開でなかなか、全部外に出ないと思うのですが、内々でしっかりと調査をしていって、子どもたちのために努めていけないといけないなと思いました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 68 号「職員の人事について」及び議案第 69 号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第 68 号は、小林小学校教頭が休職となるため、その後任として、常盤小学校の首席

である後藤加奈を昇任により充てる。

議案第 69 号は、高殿南小学校教頭が休職となるため、その後任として、指導部の指導主事である長谷部直之を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
